



発行 東京都

目次

告示

- 都市計画事業の変更認可……………
- ……(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課……………)
- 都市計画事業の認可(三件)……………(同)……………
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課……………)
- 公共測量の実施……………(都市整備局都市基盤部調整課……………)
- 公共測量の終了(六件)……………(同)……………
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の八第一項の規定に基づく検証機関の登録……………(環境局都市地球環境部総量削減課……………)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課……………)
- 救急医療機関の協力申出の撤回……………
- ……(福祉保健局医療政策部救急災害医療課……………)
- 保安林の指定(二件)……………(産業労働局農林水産部森林課……………)
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………
- ……(産業労働局商工部地域産業振興課……………)
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二)

件)……………(同)……………七

雑報

○東京都職員共済組合の所有する土地建物の売払いに係る一般競争入札……………(東京都職員共済組合……………)

告示

●東京都告示第二百五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三條第一項の規定に基づき平成二十年東京都告示第九号立川都市計画公園事業の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二條第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十四年二月二十七日

東京都知事 石 原 慎太郎

- 一 施行者の名称 立川市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 立川都市計画公園事業第五・四・一 号富士見公園
- 三 事業施行期間 平成二十年一月十一日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

●東京都告示第二百五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九條第一項の規定に基づき東京都都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二條第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十四年二月二十七日

東京都知事 石 原 慎太郎

- 一 施行者の名称 練馬区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画緑地事業第八十四号西大泉五丁目緑地
- 三 事業施行期間 平成二十四年二月二十七日から平成二十六年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 練馬区西大泉五丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第二百六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九條第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二條第一項の規定により、次のように告示する。

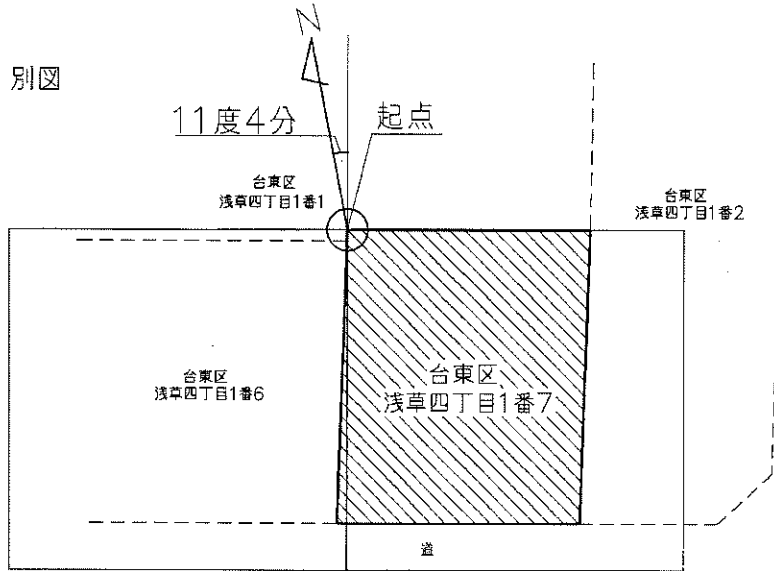
平成二十四年二月二十七日

東京都知事 石 原 慎太郎

- 一 施行者の名称 杉並区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業第四・四・十 八号下高井戸公園
- 三 事業施行期間 平成二十四年二月二十七日から平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 杉並区下高井戸二丁目及び永福二丁目各地内 使用の部分 なし

●東京都告示第二百六十一号

別図



<起点>

起点は、台東区浅草四丁目1番7の最北端とする。

<格子の回転角度> 11度4分

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を中心として右回りに回転した角度を示す。

<凡例>

- : 単位区画
- - - - : 敷地境界
- ..... : 筆境界
- ▨ : 要措置区域

●東京都告示第二百七十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

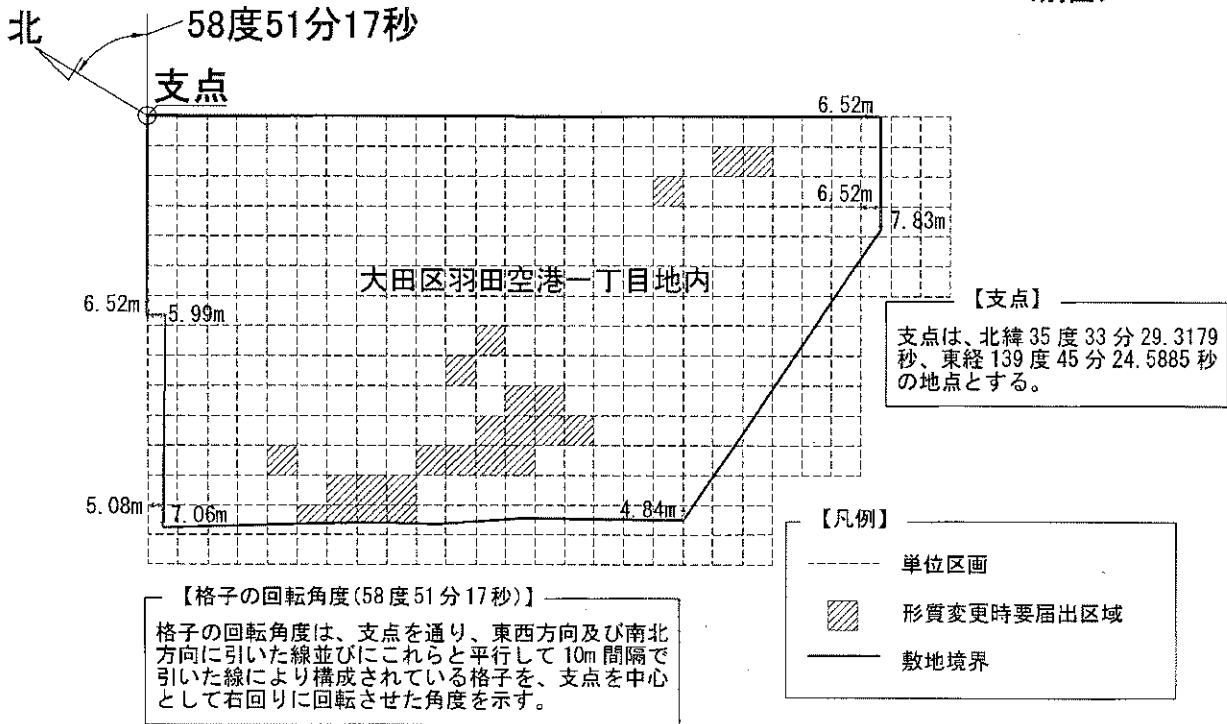
平成二十四年二月二十七日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区羽田空港二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

<別図>



●東京都告示第二百七十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条第二項の規定に基づき、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された病院を次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十七日

東京都知事 石原 慎太郎

名 称	所 在 地	撤回年月日
医療法人社団赤仁	大田区羽田四丁目十	平成二十三年
会羽田共生病院	四番一号	十一月三十日
古畑病院	世田谷区池尻二丁目	平成二十三年
	三十三番十号	十二月一日

●東京都告示第二百七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成二十四年二月二十七日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 保安林の所在場所  
新島村若郷字新島山一五〇番一(次の図に示す部分に限る。)
- 二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 昭和四十五年東京都告示第三百五十六号 (市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第二条の表十六の項イただし書の規定により指定する工場)の一部改正……(環境局総務部環境政策課)……一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (二件)……(環境局環境改善部化学物質対策課)……一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……(同)……三
- 平成二十七年におけるとびうお流し刺し網漁業の許可等の申請期間等……(産業労働局農林水産部水産課)……四
- 肥料登録有効期間の更新……(産業労働局農林水産部水産課)……四
- ……(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)……四
- 飼料検査結果の公表……(同)……五
- 都道の区域変更 (四件)……(建設局道路管理部路政課)……六
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……
- ……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……二
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……(同)……三

### 公告

- 平成二十六年十二月四日

## 告示

- 特定非営利活動法人の認定……(同)……三
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定の取消し……(水道局)……三

### 東京都告示第千六百九号

昭和四十五年東京都告示第三百五十六号 (市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第二条の表十六の項イただし書の規定により指定する工場)の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月四日

東京都知事 舛 添 要 一

表サントリー酒類株式会社武蔵野ビール工場の項中「サントリー酒類株式会社武蔵野ビール工場」を「サントリービール株式会社武蔵野ビール工場」に、「サントリー酒類株式会社」を「サントリービール株式会社」に改める。

### 東京都告示第千六百十号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

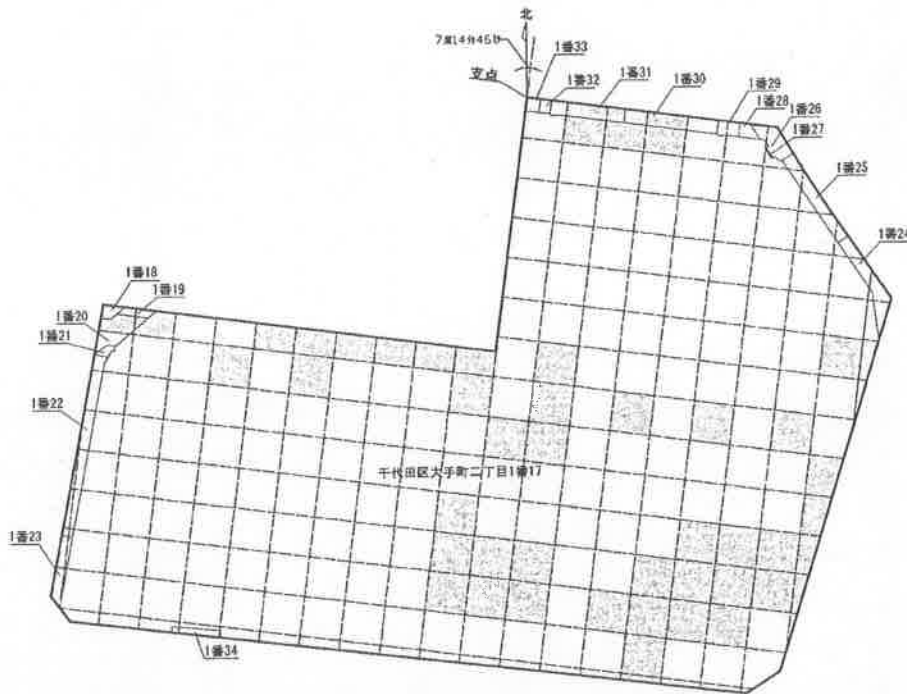
平成二十六年十二月四日

東京都知事 舛 添 要 一





一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (新宿区霞ヶ丘町地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

-  形質変更時要届出区域
-  単地区区画線
-  筆境界線
-  敷地境界

〈支点〉  
 支点は、敷地境界(千代田区大手町二丁目1番33)の最北端とする。

〈格子の回転角度:7度14分46秒〉  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

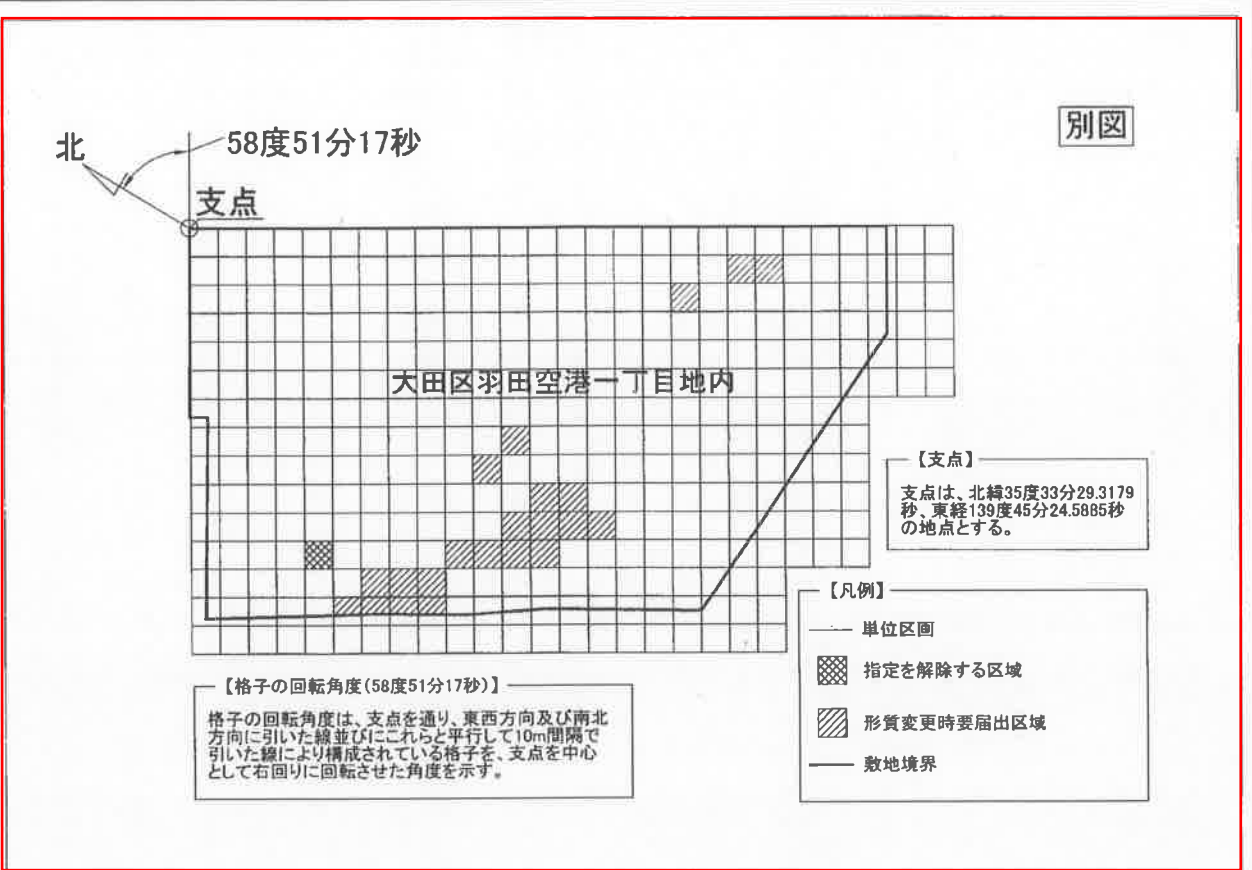
●東京都告示第千六百十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一号第二項の規定により、平成二十四年東京都告示第千二百七十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月四日

東京都知事 舛添 要一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(大田区羽田空港一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



●東京都告示第千六百十三号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第百六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十七年におけるとびうお流し刺し網漁業(東京都海面のうち伊豆諸島海域におけるものに限る。)の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年十二月四日

東京都知事 舩 添 要 一

一 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十六年十二月八日から平成二十七年一月二十七日まで

二 許可又は起業の認可をする数の最高限度

六十隻

●東京都告示第千六百十四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定に基づき、次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十二月四日

東京都知事 舩 添 要 一



# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 特定商取引に関する法律による行政処分(三件)
  - .....(生活文化局消費生活部取引指導課).....一
- 土地区画整理組合の解散認可.....二
  - .....(都市整備局市街地整備部民間開発課).....二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除.....二
  - .....(環境局環境改善部化学物質対策課).....二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定.....三
  - .....(環境局多摩環境事務所環境改善課).....三
- 告示
  - 示(海区漁調).....四
  - 東京海区における遊漁者によるひき縄釣の制限.....四
  - 東京海区における火光利用とびうお漁業の制限.....五
  - 東京海区におけるいか釣漁業の制限.....五
- 公告
  - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件).....六
    - .....(産業労働局商工部地域産業振興課).....六
  - 都市計画事業の施行.....七
    - .....(建設局道路建設部管理課).....七
- 正誤
  - 平成二十六年十二月四日付東京都告示第千六百十二号.....八

## 告示

●東京都告示第千六百七十七号

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。)第八条第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十七日

東京都知事 舛添 要 一

### 一 被処分者

(一) 名称 株式会社NINE

(二) 代表者氏名 伊藤 啓太

(三) 主たる事務 中央区日本橋兜町二十一五  
所の所在地

二 処分年月日 平成二十六年十一月二十七日

### 三 処分の内容

平成二十六年十一月二十八日から平成二十七年二月二十七日までの間(三箇月間)法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。

(一) 契約の締結について勧誘すること。

(二) 契約の申込みを受けること。

(三) 契約を締結すること。

### 四 適用条項 法第八条第一項

●東京都告示第千六百七十八号

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。)第八条第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十七日

東京都知事 舛添 要 一

### 一 被処分者

(一) 名称 株式会社Regaloe

(二) 代表者氏名 山中 雄介

(三) 主たる事務 千代田区三崎町一丁目一番十四号大島  
所の所在地 ビル四階

二 処分年月日 平成二十六年十一月二十七日

### 三 処分の内容

平成二十六年十一月二十八日から平成二十七年二月二十七日までの間(三箇月間)法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。

(一) 契約の締結について勧誘すること。

(二) 契約の申込みを受けること。

(三) 契約を締結すること。

### 四 適用条項 法第八条第一項

●東京都告示第千六百七十九号

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。)第八条第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十七日

東京都知事 舛添 要 一

### 一 被処分者

(一) 名称 株式会社サンクチュアリ

(二) 代表者氏名 出川 優太

(三) 主たる事務 新宿区西新宿六丁目十六番七一〇〇  
所の所在地 二号

二 処分年月日 平成二十六年十一月二十七日

都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	事業認可の告示	所管事務所
町田都市計画道路事業三・三・三十六号相原鶴間線	町田市相原町字郷路、相原町字吉川及び相原町字中ヶ谷戸地内	平成二十六年十二月一日閣下地方整備局告示第三百九十三号	南多摩東部建設事務所

正 誤

○平成二十六年十二月四日付東京都告示第千六百十二号

ページ一段一行 一 誤 一 正

三	後から	六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物	六価クロム化合物
下	三		

発行 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)  
 電話 〇三(五三三二)二二二一  
 郵便番号 163-8001  
 定価 本号 三〇円  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)  
 印刷所 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区小石川一丁目三番七号(代)  
 電話 〇三(三八二)五二〇一  
 郵便番号 112-0002

